【本店の所在の場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
1【取下げに係る発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の名称】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
2【取下げに係る発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
3【取下げに係る発行登録書の提出日】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
4【取下理由】

（記載上の注意）

代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録取下届出書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

第二十一号様式中

「　(5)【発行予定額】

【これまでの募集（売出）実績】(5)

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】(6)（発行予定額－実績合計額－減額総額）　＿＿＿＿＿＿円　」

を

「　(5)【発行予定額又は発行残高の上限】

【これまでの募集（売出）実績】(5)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　＿＿＿＿＿＿円

に、

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　＿＿＿＿＿＿円　」

「【縦覧に供する場所】(7)」を「【縦覧に供する場所】(6)」に改め、同様式第二号中「【参照情報】(8)」を「【参照情報】(7)」に改め、同様式記載上の注意(5)中「発行予定額」の次に「又は発行残高の上限」を加え、同記載上の注意(5)ａ及びｂを次のように改める。

ａ　発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)　「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b)　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)　「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

ｂ　発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)　「番号」欄には、ａの(a)に準じて記載すること。

(b)　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)　「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

第二十一号様式記載上の注意(6)を削り、同記載上の注意中(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、同様式の次に次の様式を加える。

第二十一号の二様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】＿＿＿＿＿＿＿＿

【提出書類】　発行登録追補書類

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　平成　　年　　月　　日